

令和4年度 第1回八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会
会議録（公開）

開催日 令和4年6月28日（火）午後2時～午後2時29分
開催場所 八王子市役所議会棟4階 第3・第4委員会室

出席者氏名

【委員】

松田恵示、片山弘道、大塚和樹、岩垂喜貴、太田敏弘、高野久美子、
牛尾浩、鈴木幸浩、中村八重、金子正美、徳丸幸夫

【事務局】

小柳学校教育部長、西山指導担当部長、大日向教育指導課長、北川統括指導主事、
鴨狩統括指導主事、山崎指導主事、藤原指導主事、横倉指導主事、
金子教育指導課主査、飯野教育指導課主事、長谷川教育指導課主事

欠席者氏名

【委員】

竹本竜太、後藤貴弓、守屋和広

次 第

1 開会

2 報告・協議事項

- (1) いじめ総合対策の取組状況について
- (2) 「八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針」について
- (3) いじめ重大事態の調査報告書の公表ルールについて
- (4) 「いじめの防止と発生した場合の対処 Q&A」について
- (5) 市立中学校生徒に係る事故への対応状況について
- (6) いじめ重大事態発生時の手続きの流れについて
- (7) その他

3 閉会

公開・非公開

公開。ただし、2 報告・協議事項（4）以降については非公開。

傍聴人数

0人

大日向教育指導課長

事務連絡

松田委員長

それでは、改めまして皆さんこんにちは。本日も本当に暑い中ですが、どうぞよろしくお願ひ致します。では、次第に沿って進行させていただきたいと思ひます。本日の御出席は11名でいらっしゃいます。後藤委員、竹本委員、守屋委員が本日は欠席です。委員会は有効に成立しているという事を御確認頂けたらと思ひます。では、引き続き次第2の報告協議事項1「いじめ総合対策の取組状況について」に移っていきたくと思ひます。では、事務局よりまず報告をお願いしたいと思ひます。

藤原指導主事

私から、「令和4年度八王子市教育委員会いじめ総合対策の取組状況」について、御報告させていただきます。

令和3年度に改定した「いじめの防止等に関する基本的な方針」や令和3年度に策定した「いじめの防止と発生した場合の対処 Q&A」により、学校いじめ対策委員会を中心とした具体的ないじめ対応の進め方を学校に示しました。令和4年度は、これらに基づき、いじめ防止に関する取組や教員研修の充実を図りながら、法に則ったいじめ防止等の取組、未然防止、早期発見、早期対応等、新たないじめ対策をスタートさせています。資料5に令和4年度から取り組んでいることを中心にいじめ総合対策の取組状況をお示ししましたので、この資料5を中心に御報告いたします。

まず「学校いじめ対策委員会の機能強化」につきましては、いじめ防止等について実効性のある学校いじめ対策委員会の運営を図るため、各学校が学校いじめ対策委員会コーディネーターを配置し、週1回以上の「学校いじめ対策委員会」の開催を実施しています。学級担任や部活動顧問等が一人でいじめ対応をするのではなく、学校組織全体で法に則った対応による機能強化に取り組んでいます。

また、週時数の上限を28時間とし、年間で35回分のいじめ対応の時間を確保し、組織的ないじめ対応ができるようにいたしました。

このいじめ対応の時間では、いじめ対策委員会の開催やいじめの事実一覧、議事録の作成等を行うこととしています。

さらに、学校運営協議会の意見も踏まえた「学校いじめ防止基本方針」の作成やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門家と連携した学校いじめ対策委員会の開催など、これまで以上に関係機関、専門家等との連携を重視して、いじめ対応を行っています。各学校では、保護者・地域向けの周知資料を7月末までに作成し2学期までの保護者会等の機会を捉え、説明する予定となっています。

次に「いじめ防止等に関する教員研修」についてですが、スクールロイヤー、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等を講師とした研修を実施し、教員のいじめに関する知識を深め、いじめ対応に関する能力の向上を図っています。

具体的には、4月に新転任の教員を対象にオンデマンド研修、5月に初任者等及び2年次の教員を対象とした対面での研修をそれぞれ実施しました。これらの研修は、教員が市のいじめの防止等に関する基本的な方針を理解し、方針に基づいた対応ができることをねらいとして実施しています。2年次教員研修においては、スクールロイヤーに講師として登壇していただきました。

また、学校いじめ対策委員会の校内体制や運営方法についての理解を深めるため、学校いじめ対策委員会コーディネーターを対象とした研修を3月にオンラインにて、4月に対面にて実施しました。ここでも法に則った適切な運営が求められることからスクールロイヤーの先生方に御協力いただきました。さらにいじめ防止に関する校内研修を年間3回以上実施することとし、教員一人ひとりのいじめ対応の能力の向上を図っております。中には、スクールソーシャルワーカーやスクールロイヤーを校内研修の講師として招いている学校もあります。6月時点でスクールソーシャルワーカーを講師とする学校が6校、スクールロイヤーを講師とする学校が25校となっております。

その他のいじめ防止等の取組に関しましては、今年度、東京三弁護士会多摩支部と市立学校の特別活動及び特別の教科 道徳をはじめ、教科等の専門性の高い教員とが連携し「いじめ予防授業モデル」の作成を検討しております。また教員が子どもと直接向き合う時間をより多く確保するために、「気になる児童・生徒の状況把握」の調査様式やいじめの事実一覧、議事録等、いじめに関する各様式の見直し・改善を行っています。

また、インターネット上のいじめの対応として、これまで全市立学校6年生を対象に実施していた「メディアリテラシー教育」を、中学校2年生及び義務教育学校8年生も対象に広げて実施しています。さらに命の大切さについて考える、がん教育を中学校全校で実施するなど取組の充実を図っています。報告は以上です。

松田委員長

はい。ありがとうございます。現在の取組の状況について御説明頂きましたけれども、委員の皆様から御質問ならびに御意見がございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

私から1点御質問させて頂いてもよろしいですか。ありがとうございます。メディアリテラシー教育についてなんですけれど、具体的にはどんな事をされているのか、事例がありましたら簡単で結構ですので御紹介頂いてもよろしいですか。

藤原指導主事

御質問ありがとうございます。メディアリテラシー教育につきましてはLINEみらい財団と協力いたしまして、そちらで実施している事業の方を各学校の方でオンラインで実施しているところがございます。中身としましては、SNS等で悪口にあたるようなコメントに対してどのように問い返しをするかとか、その対応について、どうするかというところをグループワークを兼ねながら実施しているような取組になっております。

松田委員長

ありがとうございます。このSNSの問題というのは、本当にいじめの問題を考える時にはとても大きな課題になっているところだと思うのですが、今のよう形でしっかりとメディアに対する構えというものを、あるいはルールとかマナーというものを理解していくというのは本当大事な事だと思いますので、そういう形で進めて頂いているというのは本当に心強いと思います。最近、加えて思いますのが、これからの子ども達ってやっぱりネットにつながる環境というのはもう本当に普通の状況で、どちらかと言いますと、ネットと共に人生歩いていくという、そういう事だと思うのですが、そうなった時にネットにつながるという事は更に面白い事なんだとか、自分達にとっても大事にしたい事なんだというような、そういう禁止の部分の教育だけじゃなくて、肯定していくような部分の教育っていうんでしょうか、そういうものが更に加わっていくと、自分達でも大事にしようっていう事から、遊びの中でルールを作ったらみんながそれを自発的に守るように、というような面もあったりするのかなとちょっと感じたところがあって、もちろん、そういう取り組みもすでにもう為されている部分もあると思うんですけど、少し感想として思いましたのでお話をさせていただきました。その他いかがでしょうか。

高野委員

基本的な事ですけど、学校いじめ対策委員会コーディネーターを配置するという事で、どういった方がどのような形で配置されるのか、お示しいただけたらと思います。特別支援教育コーディネーターが配置された時に学校はすごく大変だった事を覚えておまして、コーディネーターに指名された教員が何回も研修を受けて特別支援教育について知識を深めていった事を思い出しながら、こういったコーディネーターの方はどんなふう配置されて研修を受けるのかちょっとお聞きしたいと思いました。

藤原指導主事

御質問ありがとうございます。大きくは、生活指導主任の教員がコーディネーターを兼ねてという学校が多くあります。その他養護教諭等、いじめ対策委員会に主で参加する教員の中でコーディネーターを兼務というかたちで実施していただいているところがございます。研修等も今始まったばかりですので、そういった研修を通しまして、しっかりといじめ対策委員会をコーディネートできるような人材育成というところを進めていきたいと思っております。

高野委員

各学校にお一人という事ですか。

藤原指導主事

はい。そうです。

高野委員

はい。ありがとうございます。

松田委員長

ありがとうございます。その他はいかがですか。

徳丸委員

今のいじめコーディネーターの補足をさせていただきます。本校の例ですと、図工の先生が担当しております。新たな人材はいませんので、何かの兼任をする先生が多いと思います。現在その先生は、昨年度、今年度、先程の特別支援コーディネーターと兼任をしております。ただ、特別支援コーディネーターと違っていじめ対策の方はその先生が例えば会議の企画、立案、そして効率的な進行、そして記録、その辺りを担当しますので、特別な研修を受けなければいけない要素というのは比較的ないので、管理職の下で毎週木曜日、いじめ対策委員会を進めております。

松田委員長

ありがとうございます。他はいかがでしょうか。はい。お願いします。

中村委員

各学校で学校いじめ基本方針の保護者地域向け周知資料を7月までにどのような文言があるんですけども、これはどのような資料を保護者向けに周知される御予定なのか、大変お恥ずかしい話なのですが、皆様保護者の方々はお忙しくて保護者会に顔をだしていただけない機会がなかなかないので、どのような形で保護者向けに周知していただけるのかを御質問させていただきたいと思います。

藤原指導主事

7月末までに実施していただきます周知資料につきましては各学校で工夫していただいております、具体的には学校の基本方針を更に分かりやすく、少し整理した形で1枚にまとめたものを作成していただきまして、それを基に保護者会等で保護者、地域に向けて周知していただくというような形をお願いをしているところでございます。

北川統括指導主事

この資料ですが、今の説明の通りですけれども、実は学校いじめ基本方針はこれまでも学

校のホームページにアップロードして示せるようにはしていたんですけども、これ、全部文章で書かれていて、めくると、3ページ、4ページ、5ページとこういったものになります。そうすると、全部めくって読まないといけないという状況になってしまいますので、学校としては、これは必要として作っていたんですけども、なかなか地域の方々、保護者の方々に全容を理解していただくのは難しい。そういった課題から1枚で分かるような形で示すようにしたものです。これまでの学校いじめ基本方針に書かれた内容を構造的に示すと共に、校内でのいじめの授業だとか、教員の校内研修だとか、いのちの大切さを共に考える日、これを、いつ、どのような内容で行うのか、こういったものを1枚で分かるように編集して作成するといった、そういった趣旨で作成します。この1枚でまとめた資料で、きちんと保護者等に周知できるような形でお示しすると、そういった形で準備をしています。

徳丸委員

本校では7月の保護者会で今の保護者向けのいじめ対策の説明資料を配布する予定です。プリント1枚で、簡潔な内容にまとめます。このような目の前のたくさん資料ではなく1枚で分かりやすく示すような形で提案していきます。

松田委員長

ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

大塚委員

資料5の中でお伺いしたいんですけども、いじめ防止等に関する教員研修として、校内研修として年間3回以上開催する事というような文言がございます。これについて、年3回以上というのは大変充実しているかなという印象があるんですけども、具体的な中身というか、何で3回以上なのかというところをお伺いしたいです。というのはその同じような内容を年3回やるのか、それとも、対象を分けてとか、何か想定があるのかなという印象がございましたので、質問させていただきたいです。

藤原指導主事

こちらの研修の回数につきましては、都のいじめ防止総合対策の方で示された回数となっております。中身につきましては、我々指導主事も講師として学校の方に来校しまして、本市のいじめ総合対策、またはそのいじめの取り組みにつきまして御説明をさせていただく会を設けましたり、あとは先程御説明させていただいたようにスクールロイヤーやスクールソーシャルワーカーを講師に招きまして、未然防止の観点から例えば子ども達への適切な声掛け、または、早期発見のためのチェックポイント等を示していただくような研修の方もやっております。

大塚委員

追加でよろしいでしょうか。そうすると、年3回以上というところで申し上げると、内容としては毎回違った角度から違った専門角度から様々な内容の研修をしていただく事を想定していらっしゃる、そういう事でよろしいでしょうか。

藤原指導主事

はい。

大塚委員

ありがとうございます。

松田委員長

はい。お願いします。

徳丸委員

本校では、まず第1回目は教職員というのは毎年入れ替わってしまいますので、自校のいじめ対策基本方針、これの周知の徹底をまず第一に行います。2回目は、先程の弁護士の先生方の研修等ですね、行えれば可能な限りお願いしていきたいと思っております。3回目は、例えば重大案件の周知、そういったところも3回目では行っていく予定でおります。

松田委員長

はい。ありがとうございます。

よろしいですか。他、いかがでしょうか。

北川統括指導主事

そういうふうにと考えると、多くの学校の1回目は基本的に市のいじめの総合対策だったり、学校のいじめ基本方針だったり、そういったものを周知するというケースが多くなっております。2回目、3回目は学校の中でカスタマイズして専門家をお招きしたり、事例に基づいて検討したり、重大案件があった場合の具体的な対応の進め方、そういった事例に基づいた形式で行う、そういった形で検討していただいているというのが現状です。

松田委員長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、本当に着々と取組んでくださっている様子が確認できたなと思っておりますので、引き続きどうぞよろしく願いいたします。

では、次2番目、「八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針について」

に移りたいと思います。では、事務局より報告お願いいたします。

横倉指導主事

私からは、「八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針」について、説明させていただきます。

「八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針」につきましては、策定から4年が経過し、これまでのいじめ対応における課題を整理した上で、八王子市教育委員会及び各学校におけるいじめ対応の実効性を高めることを目的に、協議を重ね、パブリックコメントを経て、令和4年2月に改定いたしました。改定にあたりましては、本対策委員会にて貴重な御意見をいただきました。改めて感謝申し上げます。この改定された「八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針」については、令和4年3月14日付で全校に通知しました。今後も八王子市教育委員会と市立学校が一致して、法に則ったいじめ対応を行っていくための指針、根拠として、連絡会や研修等の機会を捉えて、繰り返し説明し、基本的な方針の趣旨を踏まえた取組の定着を図ってまいります。

松田委員長

ありがとうございました。それでは、ただ今の御報告に関しまして御質問、御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして3番目の議題に移っていきたいと思います。「いじめ重大事態の調査報告書の公表ルールについて」でございます。こちら、事務局の方から御説明お願いいたします。

金子主査

いじめの重大事態に係る調査報告書の公表について御説明させていただきます。令和4年2月に行った「八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針」の改定に伴い、調査報告書の公表方法、期間などの基本的な内容を整理いたしました。資料3に沿って御説明させていただきます。公表の判断については文部科学省が平成29年3月に示した、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインより、判断するものは学校設置者及び学校であり、判断の基準は事案の内容や重大性、被害児童・生徒及び保護者の意向、公表した場合の児童・生徒への影響において特段の支障がない場合は公表すると示されております。八王子市教育委員会におきましても、調査報告書を原則公表する事といたしました。公表する理由、意義については、1 社会全体で再発防止を含むいじめ防止対策を共有し、子ども達の健全育成を促進する。2 学校、家庭、地域、教育委員会が共同していじめ防止に向けた教育環境を構築する。3 調査結果の透明性、中立性を確認し、調査結果の信頼性を保つてであり、公表する事は市民全体がいじめ防止対策や子ども達の健やかな育成に携わる事につながる方法の一つと捉えられます。そのため市民が容易に閲覧できる環境を設定するために開示請求等

の手続きを行う事なく閲覧できる方法として、原則、市ホームページでの公表と致します。ただし、被害児童・生徒及び保護者が公表を希望しない場合は公表による影響があるものと判断し、公表しない事といたします。次に、公表する期間についてです。調査報告書が八王子市で定めている市政情報の公表、提供制度実施要綱 第3第1項(3)に定める附属機関の報告書にあたります。また、同要綱第6第2項の規定では、公表のための閲覧は原則として情報の公表、または提供を開始した時から1年とすると定められております。そのため、調査報告書の公表期間を1年間といたします。ただし、相当の理由がある場合は期間を変更できるものといたします。次に、公表する事の周知方法についてです。公表は市ホームページへの掲載とし、プレス発表や記者会見は行わない事といたします。ただし、社会的に関心が高い事案であったり、公表により取材等が殺到し、学校において通常の教育環境に影響がでる場合や、教育委員会事務局の業務に支障をきたすような場合は対応を検討するものといたします。

松田委員長

はい。ありがとうございました。それでは、調査報告書の公表の考え方についてでございますけれども、御質問、御意見ございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、こちら、こういう形で進めていただくという事でどうぞよろしくお願いいたします。

では、これ以降の審議案件につきましては、意思形成過程の案件及び、行政運営に関する案件のため、非公開としたいと思えます。非公開とする事に関しまして御異議ございませんでしょうか。ありがとうございます。